

山形大学国際事業化研究センター
研究育成プロジェクト実験室利用に関する申し合わせ

令和2年11月17日
米沢キャンパス運営会議

(趣旨)

第1条 本申し合わせは、山形大学国際事業化研究センター(以下「センター」という。)の研究育成プロジェクト実験室(以下「実験室」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の目的)

第2条 実験室の利用は、山形大学(以下「本学」という。)の研究シーズを基に事業化及び研究育成を目的とする。

(利用の資格)

第3条 実験室を利用することができる者は、原則45歳以下の本学教職員とし、本学の研究シーズを基に事業化及び研究育成のための研究スペースを必要とするもので、次の条件を満たす場合とする。

- (1) 本学の研究シーズを基にベンチャー企業の設立、事業化を目指し研究を行う者
- (2) 本学の研究シーズを基に研究育成のための研究スペースを必要とする者
- (3) その他山形大学国際事業化研究センター長(以下「センター長」という。)が特に必要と認めた者

(利用の申請)

第4条 実験室を利用しようとする者は、研究育成プロジェクト実験室利用申請書(別紙様式1)をセンター長に提出し、その許可を受けなければならない。

(利用の許可)

第5条 前条の利用申請があったときは、センター長が実験室の利用の可否を決定する。

2 センター長は、実験室の利用を許可したときは、研究育成プロジェクト実験室利用許可書(別紙様式2)を交付し、利用者は研究育成プロジェクト実験室利用同意書(別紙様式3)を提出する。

3 センター長は、センター実験室の利用を許可したときは、米沢キャンパス長にその報告を行う。

(利用の期間)

第6条 実験室の利用を許可する期間は、3年とする。ただし、原則2年を限度とし延長することができる。

(利用期間等の変更)

第7条 実験室の利用を許可された者(以下「利用者」という。)が、許可された利用期間を延長しようとするときは、第4条及び第5条に基づき改めてセンター長の許可を得なければならない。

2 利用者が、許可された利用期間を短縮しようとするときは、研究育成プロジェクト実験室利用変更申請書(別紙様式4)(以下「変更申請書」という。)を事前にセンター長に届け出なければならない。

3 利用者が、利用の許可を受けた内容を変更する必要がある場合は、変更申請書をセンター長に届け出て、その許可を得なければならない。

(利用料)

第8条 利用者は、建物使用料及び光熱水料(以下「利用料」という。)を支払うものとする。ただし、研究育成プロジェクト実験室利用許可書(別紙様式2)記載の利用開始日から3年間は利用料を免除し、3年を超えて利用期間を延長した場合は、延長期間の最初の2年間において利用料の50%を免除した額を支払うものとする。

2 前項の建物使用料の算出に当たっては、山形大学工学部総合教育研究棟利用に関する申し合わせを準用する。

3 第1項の光熱水料は、使用量計測又は妥当な算出方法により請求する。

(安全確保)

第9条 利用者は、実験室の利用に関して安全確保に努めなければならない。

(禁止事項)

第10条 利用者は、第2条の目的以外の利用及び第三者へ使用させてはならない。

(報告)

第11条 センター長は、利用者に対し、その利用状況について報告を求めることができる。

(利用の取消等)

第12条 センター長は、実験室の目的外使用及び本申し合わせを逸脱する利用又はその恐れがあると認めるときは、利用許可の取り消し、又は利用を停止させることができる。

(機器の搬入等)

第13条 利用者は、機器備品等を実験室内に搬入する場合又は実験室の施設に変更を加えるときは、あらかじめセンター長に届け出て、その許可を受けなければならない。

2 前項に係る必要な費用は、利用者が負担する。

(原状回復)

第14条 利用者は、実験室の利用終了等により、実験室を明け渡す場合には、貸与時の原状に復し、確認を受けなければならない。

(経費の負担)

第15条 実験室の明け渡し時の移転費用及び改修費用は、当該利用者が負担する。

(損害賠償)

第16条 利用者は、その責に帰すべき事由により、センターの施設等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第17条 この申し合わせの改正は、米沢キャンパス運営会議の議を経て行う。

2 この申し合わせに定めるもののほか、実験室の利用に関する必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

1 この申し合わせは、令和2年11月17日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

2 この申し合わせ施行の際、現に実験室の利用を許可されている者については、別に取扱いを定めるものとする。

年 月 日

山形大学国際事業化研究センター
研究育成プロジェクト実験室利用申請書

申請者氏名 (代表者)		年齢 (申請時)	
所属・職			
連絡先	Tel : E-mail :		

利用期間 (希望)	年 月 日 ~ 年 月 日		
利用場所 (希望)	第1希望 実験室()	第2希望 実験室()	第3希望 実験室()

研究 テーマ名	
研究テーマ 概要	
連携研究者情報 所属・職・氏名・役割	

※研究を実施するための内部体制を図示するなど簡潔・明瞭に説明して下さい。

	1年目	2年目	3年目
研究計画			

その他			
-----	--	--	--

※特に振動、臭気、高周波等が発生し、他の利用者に影響を及ぼすことが考えられる場合や、大型の機器設備等を搬入する場合など、その他特記すべき事項がある場合は、その内容を記入して下さい。

年 月 日

山形大学国際事業化研究センター
研究育成プロジェクト実験室利用許可書

殿

山形大学国際事業化研究センター長

山形大学国際事業化研究センター研究育成プロジェクト実験室の利用について、下記のとおり許可します。

研究テーマ	
利用期間	
利用場所	
利用面積	
建物使用料	
遵守事項	実験室利用にあたっては、山形大学国際事業化研究センター研究育成プロジェクト実験室利用に関する申し合わせを遵守すること。
備考	

山形大学国際事業化研究センター
研究育成プロジェクト実験室利用同意書

1. 貸与実験室について

- ① 実験室名 :
- ② 貸与期間 :
- ③ 賃料 :
- ④ 光熱水費 :
- ⑤ 電話使用料 :
- ⑥ その他 :

- ・ 機器設備を実験室内に搬入する場合又は実験室の施設に変更を加える必要がある場合は、書面により事前に山形大学国際事業化研究センター長の許可を受ける。
- ・ 入退去時の移転及び機器設備の移設費用は、利用者が負担する。
- ・ 貸与期間が終了した時又は利用許可を取り消されたときは、貸与時の原状に復して明け渡す。
- ・ 山形大学が本実験室の改修及び撤去等を行う場合は、貸与期間に関わらず、本学の指示に従うものとする。
- ・ 貸与実験室の鍵(5本)は、別紙「鍵受領書」に基づき使用し、複製は行わず貸与期間終了後、山形大学国際事業化研究センターに速やかに返却する。

2. 山形大学国際事業化研究センター事業への協力につて

国際事業化研究センターが開催するイベント、セミナー及び国際事業化研究センターのPR等に関し、積極的に協力する。

3. その他

上記以外の事項については、「山形大学国際事業化研究センター 研究育成プロジェクト実験室利用に関する申し合わせ」を遵守するとともに、必要に応じ山形大学国際事業化研究センター長と協議する。

山形大学国際事業化研究センター長 殿

上記について、同意します。

年 月 日

氏名(自署) _____ (印)

